

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 檢 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	香川県社会福祉総合センター	所在地	高松市番町一丁目10番35号
設置目的	社会福祉活動の振興により県民の福祉の増進に資すること		
規模	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上7F地下3F塔屋1F 敷地面積 2,452m ² 、延床面積13,290m ²	設置年月日	平成9年4月1日開館

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	公益財団法人 かがわ健康福祉機構	指定期間	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
委託業務の内容	① 施設の維持管理に関する業務 ② 貸室の利用許可及び利用料金の収受に関する業務 ③ 福祉ライブラリーの運営等の情報提供に関する業務 ④ 介護講座・福祉用具展示場運営業務 ⑤ その他管理業務	県からの委託料	平成28年度 113,583,577円 平成29年度 125,864,798円 平成30年度 123,403,520円 令和元年度 129,443,255円 令和2年度 130,586,000円
導入効果	① 経費の節減 • 指定管理者導入前（H17年度）と比べ、平成28年度～令和2年度の5年間で、年平均37,634千円、合計188,170千円の節減見込みである。 ② 施設管理、法令等の遵守等 • 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施している。 ③ サービス水準の維持・向上 • 利用者に対するアンケート調査の実施 • 要望、苦情への速やかな対応と周知徹底 • 組織内におけるCS意識の向上 などの取組により、稼働率が向上した。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	① 経費の節減 • 直営に戻すよりも、指定管理者制度を継続する方が経費面で有利と考えられる。 ② 事業の実施内容 • 上記②のとおり、利用者サービスの向上が図られている。 上記①及び②から、今後も指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の場合、その理由	<p>① 香川県社会福祉総合センターは、社会福祉活動の振興により県民の福祉の増進に資することを目的として設置された施設である。</p> <p>施設利用には福祉目的利用の減免制度や優先予約、駐車場の障害者・高齢者に対する減免制度が設けられており、利用許可を行う管理者には適切な判断が求められるほか、指定管理業務の一部である福祉ライブラリーの運営、高齢者疑似体験などを行うグループ・団体ふれあい体験講座、介護講座・福祉用具展示場の運営に当たっては、福祉・介護に関する広範な知見と専門性が求められる。</p> <p>② 現指定管理者（(公財)かがわ健康福祉機構）は、その定款において香川県社会福祉総合センターの管理運営を実施事業として定めているとおり、当施設を香川県の福祉の中核施設として総合的・一体的に管理運営する組織として設立された法人である。</p> <p>同機構は当施設の開館以来23年間管理を受託しており、そのノウハウの蓄積で利用許可の判断をはじめ、適切な施設の管理運営を行うとともに、利用者サービスの向上、管理経費の節減に積極的に取り組んできている。</p> <p>また、指定管理業務の一部である福祉ライブラリーの運営、介護講座・福祉用具展示場の運営のほか、長寿大学や介護人材研修、ボランティア養成講座などの実施に当たっては、長年の福祉事業の主体者としての知識・ノウハウが活用されるとともに、指定管理者として施設を一体的に活用することで、同施設の福祉の中核施設としての地位をより高めている。</p> <p>③ 一方、当施設は、香川県のほかに複数の健康福祉関係等の団体が区分所有しており、区分所有規約においては、設立当初より同機構を管理者に定めており、さらには、この23年間のノウハウの蓄積により、同機構は、他の区分所有者からも管理者としての信頼を得ているところである。</p> <p>このようなことから、(公財)かがわ健康福祉機構を、非公募により引き続き指定管理者に選定することが最適と考えられる。</p>